

公益財団法人アタラクシア

みやぎ霊園 使用規程

公益財団法人アタラクシア

みやぎ霊園 霊園管理事務所

宮城県仙台市青葉区郷六字大森二一一

電話 (022) 226-2440

墓地許可 昭和四一年九月一九日 宮城県指令第一〇一〇三号

昭和五二年九月二〇日 宮城県指令第六四三九号

平成一〇年四月二一日 仙台市指令第二二一号

平成二〇年三月 三日 仙台市指令第一一一号

平成二六年三月二八日 仙台市 (H 25 健保生) 指令第九九号

平成二六年八月 五日 仙台市 (H 26 健保生) 指令第八三号

平成二七年十二月十五日 仙台市 (H 27 健保生) 指令第二八号

第一条 (主旨)

本霊園の施設を利用する方は、この規程に従って下さい。

第二条 (宗旨宗派)

本霊園は宗旨宗派の如何を問わず何人でも使用できます。

第三条 (使用申し込み)

①本霊園の施設使用希望者は、本霊園所定の墓地使用申込書に所定事項を記載し、霊園事務所に墓地永代使用の申し込みをして下さい。

②墓所は墳墓として利用する目的以外に使用することはできません。

第四条 (永代使用料及び管理料)

①使用者は、別に定められた墓地使用料(以下使用料という)および墓地管理料(以下管理料という)を所定の時期に納付して下さい。

②使用料および当初の管理料三年分を完納されますと、墓地永代使用契約の成立(墓地永代使用権の発生)。

以下同権利を使用権という)の証として同使用料および管理料完納後一ヶ月位の期間に墓地永代使用許可証(以下許可証という)を交付致します。

③管理料は、霊園内の共用施設の維持管理及び事務管理に要する費用です。

④管理料の年度区分は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とし、管理料は年度開始後三ヶ月以内に三年分を一括前納して下さい。

⑤管理料の請求書は本霊園より使用者の届出住所宛に発送致します。但し使用者の住所変更届出未済等で請求書が使用者の住所宛に送付されない場合であっても、管理料は所定の時期にお納め下さい。

第五条 (許可証の再交付)

許可証を紛失または汚損した時は、すみやかに再交付の手続きをして下さい。

第六条 (許可証の記載事項の変更)

許可証の記載事項に住所変更、その他の変更があつた時はすみやかに管理事務所に許可証を持参の上、訂正の手続きをして下さい。

第七条 (埋葬・改葬)

①御遺骨を埋葬又は改葬する方は、事前に管理事務所に次の書類を提出して承諾を得て下さい。

- 一、改葬・火葬許可証：：：市町村長の発行
- 一、墓地永代使用許可証：：：みやぎ霊園発行
- ②使用者の親族でない者の御遺骨を埋葬する場合は、事前に本霊園の承諾を得て下さい。
- ③不特定多数の者を公募して御遺骨を埋葬することはできません。

第八条 (墓石・外柵工事)

①使用墓地の外柵、墓石工事等を施工する場合、その工事を請け負った施工業者は、事前に霊園管理事務所に所定の金額(請負金額の13%)を納付の上、設備図面等の書類を添付した所定の工事申請書を提出し許可を受けてください。

②使用範囲の区画を明らかにするために二年以内に石材をもって外柵を設けることとし、芝生墓地については、購入時に墓石まで施工して下さい。

第九条 (埋葬場所の設備について)

①外柵を設置する場合は、盛土の高さは地面(基礎)から0.六メートル以内とし、囲障の高さは一メートル以内とします。又、納骨設備(カロートなど)は雨水が溜まらないよう施工して下さい。

②墓碑及びこれに類するものの高さは、盛土から二メートル以内とし、安全上、景観上支障のないものとして下さい。

③使用墓地は、清掃除草をするなど衛生面にご配慮下さい。

④芝生墓地区域など、第一号乃至第二号とは異なる制限を受ける区域については別に定めます。

第十条 (使用権の承継について)

- ①使用権の承継権利者は使用者の祭祀の承継者であって使用者の直系血族、配偶者および兄弟姉妹とします。使用権を承継するときは、あらかじめ管理事務所に許可証を提示のうえ、本霊園の許可を受けて下さい。
- ②使用権の譲渡転貸は何人に対してもできません。

第十一条 (使用許可の取消し等について)

- ①次の場合には使用許可を取消す事がありますからご注意ください。
- 一、使用者の死亡後二年を経過して祭祀を承継する者がいない時。
 - 二、使用者である法人が解散した時。
 - 三、使用者が管理料を三年以上納入しない時、または使用者と祭祀承継者との管理料未納期間が合算して三年以上に互る時。
 - 四、使用者が承諾を受けた目的以外に使用した時。
 - 五、他の使用者の信仰に圧力を加えたり近隣の迷惑になるような行為をした時。

六、使用者が前条の規程に違反した時。

②前項第一号乃至第三号の場合、使用墓地内に無縁と認める埋葬焼骨のあるときは、別に定める無縁墓地に改葬をして、本霊園において御供養を致します。

第十二条（使用权の放棄と墓所の原状回復）

①使用者が使用权を放棄するときは、所定の申請書をもって管理事務所にお届け下さい。

②前項により使用权を放棄したとき、または第十一条により使用許可が取り消されたときは、使用权は本霊園に帰属し、既納の使用料及び管理料は返還致しません。また発行済の許可証は管理事務所にお返し下さい。

③使用权の放棄、または使用許可の取消しの場合においては、すみやかに墓所を原状に復し、御遺骨埋葬のあるときはこれを他の墓所へ改葬あるいは移転して下さい。

④前項の措置を使用者が行わなかった場合は、本霊園がこれをなし、その費用は義務者にご請求いたします。

第十三条（証明書の交付）

墓地の使用者より本霊園外の墓地または納骨堂に焼骨の分骨を埋葬または収蔵を委託するために、本霊園内の使用墓地に焼骨の埋葬または収蔵せる事実を証する書類の請求があったときは、これを交付致します。

第十四条（その他）

前各条に定めのない事項については、そのつど協議致します。

附則 一 本使用規定は、仙台市長から墓地経営許可のあった日から施行する。

昭和四一年九月一九日 宮城県指令第一〇一〇三号

昭和五二年九月二〇日 宮城県指令第六四三九号

平成一〇年四月二二日 仙台市指令第二一号

附則 二 本使用規定は、宮城県知事から認可のあった日から施行する。

平成一〇年三月十二日 宮城県（生衛）指令第二十三号

附則 三 本使用規定第八条の変更は理事会承認のあった日から施行する。

平成十四年三月十六日

附則 四 本使用規定第九条の変更は理事会承認のあった日から施行する。

平成十九年五月二十八日

附則 五 本使用規定第四条及び第八条の変更は理事会承認のあった日から施行する。

平成二十二年六月二十五日

附則 六 本使用規程第一条と第三条、第七条、第八条、第九条、第十一条及び第十二条の変更は理事会承認のあった日から施行する。

平成三十年六月十四日

以上